第五条第二項第二号中「特例）及び」を「特例）、」に、「の屋内貯蔵所を」を「及び第十六条の二の十第一項（蓄電池により貯蔵される危険物の特定屋内貯蔵所の特例）の屋内貯蔵所を」に改め、同号イ中「ニまで」を「ホまで」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　危険物の規制に関する規則第十六条の二の十一第一項（蓄電池により貯蔵される高引火点危険物の屋内貯蔵所の特例）の屋内貯蔵所　同条第二項の規定により適用される同規則第十六条の二の四第二項第一号の規定によりその例によるものとされる同規則第十三条の六第三項第一号ハに定める距離又は同号ただし書に規定する距離

第五条第二項第三号中「第二十二条の二の六第一号」を「第二十二条の二の八第一号」に改め、同号ハ中「第二十二条の二第一項」を「第二十二条の二の三第一項」に改め、同条第八項第六号中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は同法第三条第一項に規定する指定都市の長」に改める。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○財務省令第十八号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の十六の項の規定に基づき、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令

登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第四条の六を第五条とし、第四条の五を第四条の六とし、第四条の四の次に次の一条を加える。

第四条の五　法別表第三の十六の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、その登記に係る不動産が同項の第三欄に規定する不動産に該当する旨を証する経済産業大臣の書類とする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○財務省令第十九号

所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）及び消費税法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百四十五号）の施行に伴い、並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第十二条の四第三項、第十五条の二第三項、第七項及び第十五項並びに第六十一条並びに消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第七十一条第一項の規定に基づき、消費税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

消費税法施行規則の一部を改正する省令

消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の見出し中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条を第十一条の四とする。

第十一条の二の次に次の一条を加える。

（金又は白金の地金に類するものの範囲）

第十一条の三　法第十二条の四第三項に規定する財務省令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一　金貨又は白金貨

二　金製品又は白金製品（金又は白金の重量当たりの単価に重量を乗じて得た価額により取引されるものに限るものとし、当該事業者が製造する製品の原材料として使用されることが明らかなものを除く。）

第十二条の前に次の一条を加える。

（特定プラットフォーム事業者として指定を受けるべき者である旨の届出書の記載事項等）

第十一条の五　法第十五条の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出者の氏名又は名称（国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。以下この条において同じ。）、納税地（納税地と住所等とが異なる場合には、納税地及び住所等（国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。）。以下この号において同じ。）及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二　その提供するデジタルプラットフォーム（法第十五条の二第一項に規定するデジタルプラットフォームをいう。以下この条において同じ。）の名称

三　次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　法第十五条の二第二項に規定する合計額が五十億円を超えることとなつた同条第一項に規定するプラットフォーム事業者　その課税期間の初日及び末日並びに当該合計額

ロ　令第二十九条第一項の規定の適用を受けることとなつた同項に規定する合併法人等　その合併若しくは分割又は譲受けがあつた年月日及びその事業を承継させ、又は譲り渡した法第十五条の二第一項に規定する特定プラットフォーム事業者の氏名又は名称

四　その他参考となるべき事項